



山形県公報

令和6年2月2日(金)
第475号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……83
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……84
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

公安委員会関係

規 則

- 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……………85

告 示

山形県告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人たんぼぼ作業所 新庄市堀端町7番40号	たんぼぼ作業所 新庄市堀端町7番40号	就労継続支援(B型)	30名	令和6.3.1

山形県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人遊佐厚生会 飽海郡遊佐町当山宇上戸8番地の1	多機能型事業所ゆうとびい 飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地	自立訓練(生活訓練)	令和6.2.1

山形県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字畔藤字板倉山7955－1、7956－1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を酒田市役所の掲示場に掲示した。

令和6年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市北俣字西沢117番10
- 2 森林所有者の氏名
加藤正二
- 3 通知の要旨
令和5年11月28日付け農林水産省告示第1705号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

山形県告示第86号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
新庄国道維持出張所管内、尾花沢国道維持出張所管内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年7月20日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

公安委員会関係

規 則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月2日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 柴 田 曜 子

山形県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年7月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

第1条第1項中「警察官は、司法警察員とし」を「警察官は司法警察員とし、」に、「司法巡査」を「司法巡査」に改める。

第2条中「第2項」を「第1項」に、「司法警察員」を「司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

令和6年2月2日印刷 発行所 山形県庁
令和6年2月2日発行 発行人 山形県